

豊川市・音羽町・御津町合併協議会  
会議録  
(第3回)

豊川市・音羽町・御津町合併協議会第3回会議 会議録

日 時 平成19年7月10日（火）午後1時30分開会  
会 場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

◎出席者

・会長

豊川市長 中野勝之

・委員

1号委員（副会長）

音羽町長 宇都野 武  
御津町長 深谷 泰範

2号委員

豊川市副市長 寺部 富士雄  
音羽町副町長 前 岨 健 朗  
御津町副町長 山 口 惠 三

3号委員

豊川市議会議長 鈴 川 智 彦  
音羽町議会議長 芝 田 久仁夫  
御津町議会議長 波多野 文 男

4号委員

豊川市議会副議長 波多野 年  
音羽町議会副議長 関 森 安 次  
御津町議会副議長 山 本 和 美

5号委員

豊川市議会議員 美 馬 ゆきえ  
豊川市議会議員 中 村 直 巳  
豊川市議会議員 米 谷 俊 子  
豊川市議会議員 野 中 泰 志  
音羽町議会議員 二 村 良 子  
御津町議会議員 鈴 木 總 治

6号委員

豊川市 学識経験者 小 川 孝 生  
豊川市 学識経験者 白 井 俊 子  
音羽町 学識経験者 青 井 茂 夫  
音羽町 学識経験者 堀 内 幸 江  
御津町 学識経験者 川 口 丈 弐

御津町 学識経験者 鈴木 冷子

顧問

愛知県東三河事務所長 林 昇平

◎欠席者

なし

出席した事務局職員

事務局長 本 多 俊 一 (豊川市)

事務局次長 大 竹 隆 夫 (豊川市)

主 幹 鈴 木 真喜生 (音羽町)

主 幹 二 村 敦 人 (御津町)

主 査 手 塚 巧 朗 (豊川市)

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名者の指名
- 4 協議事項
  - (1) 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について
  - (2) 「地方税の取扱い」について
  - (3) 「財産及び債務の取扱い」について
  - (4) 「公共的団体の取扱い」について
  - (5) 「補助金、交付金等の取扱い」について
  - (6) 「消防団の取扱い」について
  - (7) 「各種事務事業の取扱い 総務・企画関係事業」について
  - (8) 「各種事務事業の取扱い 防災関係事業」について
  - (9) 「各種事務事業の取扱い 交通関係事業」について
  - (10) 「愛知県協議にかかる新市基本計画 (案)」について
- 5 その他
  - (1) 合併協議会第4回会議について  
日時 平成19年7月18日(水)午後1時30分から  
会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議室
  - (2) その他
- 6 閉会

事務局 皆様、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。  
す。

会議が始まる前に、事務局の方から1点ご連絡させていただきたいことがございますので、お話をさせていただきます。

委員の皆様方に先日、お配りしました資料のところ、一番最初の会議次第というところがございますけれども、番号が順に振ってありますが、1番飛ばしまして、閉会のところが7番というような記載になってしまっておりますので、これは正しくは「6番」ということで、本日、正しいものをお手元にお配りさせていただきましたので、差しかえの方をよろしく願いいたします。

それでは、会長さん、よろしく願いいたします。

会長 おわかりでしたでしょうか。会議次第のところの最後のところ、閉会が6番というふうに訂正をお願いします。

それでは、第3回の会議を始めさせていただきます。

第1回、第2回と非常に基本的なことをやっていただきましたが、今回につきましては、さらにそれを掘り下げた各種の具体的な内容ということで、本日はいろいろなご意見を出していただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

全員お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の会議に入りますが、本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、山口恵三委員さんと堀内幸江委員さんのご両名にお願いいたします。

それでは、早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

本日は、協議事項としまして、第1の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」を始め、全部で10件の協議事項についてご協議させていただきますが、まず初めに、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」のご審議をお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

会議資料の1ページをご覧ください。

協議事項(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてであります。

音羽町及び御津町の農業委員会は、豊川市の農業委員会に統合するものとする。音羽町及び御津町の農業委員会の選挙による委員は、これらの者であらかじめ互選した者、音羽町2名、御津町4名について、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、豊

川市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き豊川市の農業委員会の委員として在任するものとする。というものでございます。

横長の参考資料の方は、1 ページをご覧ください。

1 市 2 町の現在の農業委員の委員定数、任期が記載してございます。選挙による委員の人数は、豊川市が28人、音羽町が5人、御津町が12人でございます。また、合併した場合の法律上の法定定数は30人となります。

任期につきましては、豊川市と御津町が平成20年7月19日まで、音羽町が平成20年7月27日までであり、いずれの市町も来年7月までとなっております。

編入合併の場合は、編入される農業委員会の委員は、身分を失うこととなりますが、選挙による委員については、合併特例法による在任特例措置があり、編入される市町村の選挙委員のうち、40人以内で定めた数の者に限り、編入する市町村の委員の残任期間、在任することができます。

今回の合併では、この在任特例を適用するものとし、現在の音羽町及び御津町の選挙による委員の中から、あらかじめ互選する者について、この特例を適用することとしますが、あらかじめ互選する者の人数は、1 市 2 町の農業委員会選挙人名簿人数で案分した人数で計算すると、音羽町が2名、御津町が4名となりますので、この人数については、豊川市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き豊川市の農業委員会の委員として在任するものとし、

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

会 長      ただ今参考資料の方を見ていただければ、おわかりになるかと思いますが、原案としましては、音羽町が2人、御津町が4人という在任期間の状況だと、こういう説明がございました。

ご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は、お願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長      ご異議なしという意見もありましたので、それでは、本件の採決をとりたいと思います。

原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長

それでは、ご異議なしと認めます。

よって、農業委員の定数及び任期の取扱いについては、原案どおり決しました。

それでは、協議事項(2)に移ります。「地方税の取扱いについて」でございます。

説明をお願いします。

事務局

それでは、協議事項(2)について説明させていただきます。

地方税の取扱いについてでございます。

会議資料の2ページをご覧ください。

内容といたしましては、1市2町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)都市計画税の税率は100分の0.3とする。ただし、現在の御津町の地域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条の規定に基づく不均一課税を適用し、合併年度及び平成20年度は100分の0.2、平成21年度は100分の0.25を税率とする。

(2)普通徴収にかかる個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納期は、平成20年度から豊川市の例により統一する。というものでございます。

A4横長の別冊の参考資料2ページをご覧ください。

現在の1市2町の地方税の状況が2枚にまとめて記載してあります。2ページには、市民税、町民税、続く3ページには固定資産税、都市計画税、軽自動車税、たばこ税、入湯税が記載してございます。

まず最初に、税率を比較しますと、1市2町で違いがあるのは、3ページの上の方にあります都市計画税のみとなっております。都市計画税の税率は、3ページの上から五つ目の枠、税率の箇所をご覧くださいますと、左から豊川市、音羽町が0.3%、御津町が0.2%となっております。この違いにつきましては、税率を0.3%に統一することといたしますが、現在の御津町の地域においては、不均一課税を適用いたしまして、平成20年度までは、現行の0.2%のままとし、平成21年度は0.25%、平成22年度から0.3%と段階的に税率を合わせていくというものでございます。

都市計画税は、道路、公園、下水道整備など都市計画事業の費用に充てるための目的税でございます。税率は各自治体において必ずしも一律ではございませんけれども、参考までに都市計画税が課税されている愛知県内の市は、33団体中25団体が豊川市と同じ制限税率である0.3%を採用しているものでございます。

続きまして、2番目の項目である納期については、次のとおり違いが

ございます。参考資料を1枚お戻りいただきまして、2ページ、中程に  
ございます個人市町民税の普通徴収分ですが、第1期から第4期までそ  
れぞれ納期が完全には一致しておりません。

続いて、1枚またおめくりいただきまして、3ページ、上の方の固定  
資産税及び都市計画税、そしてその下の軽自動車税、これらも納期につ  
いては一致していないものとなっております。

以上につきましては、豊川市の例により平成20年度から統一するとい  
うものでございます。

なお、3ページ、一番下の入湯税については、鉱泉浴場の存在する豊  
川市のみ税の定めがございます。新市においても当然引き継がれるも  
のとなります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長           ただ今の税に関する取扱いについての説明が終わりましたので、ご質  
疑に入りたいと思います。  
ご意見がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長           ご意見がないようですので、それでは、採決を行います。  
原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長           それでは、ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、協議事項(3)に移ります。(3)は「財産及び債務の取扱  
い」についてご審議をお願いします。  
それでは、続いて説明をお願いします。

事 務 局       続きまして、協議事項(3)について説明させていただきます。  
財産及び債務の取扱いについてでございます。  
会議資料3ページをご覧ください。  
内容といたしましては、音羽町及び御津町の所有する財産及び債務に  
ついては、すべて豊川市に引き継ぐものとする。というものでございま  
す。  
合併時において、財産、債務は、すべて新市に引き継ぐのが原則とな  
りますので、それを確認する項目となっております。

なお、合併の際に、財産を新市に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合は、地方自治法第294条の規定により、財産区を設置することができますが、今回の合併では、そういった対応はないものとなっております。ただ、現在、音羽町内において、既に設置されている三つの財産区については、市町村から独立した特別地方公共団体であり、その財産は音羽町所有の財産ではないので、市町村合併に関係なくそのまま存続するものでございます。

ここに記載はありませんが、念のため申し添えます。  
説明は以上でございます。

会 長 財産及び債務の取扱い、4ページです。よくお読みください。  
説明につきまして、本案に対する質疑に入ります。  
ご質疑等ありましたら、ご意見を出してください。  
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ご意見がないようでございますので、それでは、採決を行います。  
財産及び債務の取扱いについて、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
それでは、次の協議事項の(4)「公共的団体の取扱いについて」、ご審議をお願いします。

事務局 続きまして、協議事項(4)公共的団体の取扱いについてでございます。  
会議資料4ページをご覧ください。

内容といたしましては、公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努める。というものでございます。

まず、ここでいう公共的団体とは、協同組合、商工会議所、商工会などの経済産業団体や社会福祉団体、女性団体、文化事業団体など公共的活動を営む団体のことです。

それらの中で、社会福祉協議会、シルバー人材センターといった団体は、一つの市町村に複数の団体の設置は認められず、市町村合併に伴い、



統合されることとなりますが、そういった団体以外につきましては、基本的には市町村合併の際に、それぞれの団体におきまして、合併する、しないを検討し、自主的に決定していただくのが原則となります。

ただし、合併市町村の一体性の確立という観点から、市町村の立場として、各種団体に対する助言などを通じて統合整備に努める必要があるという基本方針について、ここで確認しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長 　　ただ今説明の中で、公共的団体の取扱いということについて説明がありました。ご意見を伺いたいと思います。  
よろしいですか。  
どうぞ。

鈴木(冷)委員 　余りにも未熟な質問で済みませんが、公共的団体ということがもうちょっと、どういう団体がくくりなのか。文協とか、そういうのは違うんでしょうか。

会 長 　　もう少し、ご丁寧に。

事務局 　　公共的活動を営むという、それが定義になっておきまして、法人格あるなしというの、あってもなくても、そういったものが定義として入ってくるというものになりますので、今、お話にありました文化協会とか、そういったものもこの中に入っています。そういうお答えでよろしかったでしょうか。

鈴木(冷)委員 　多分そういうのは、私個人は余り影響はないんですが、町民の皆さんというか、市民というか、とても関心持たれている団体がたくさんあると思うんです。これからそれがどういうふうになっていくかということなんかは、多分皆さんの関心に大きいことだと思うので、今、つるっと通り過ぎちゃうのが大丈夫かなと、私がどなたかに質問されたときに、これは何かそれなりのお答えができないといけないことかなと、今、感じたものですから、お聞きしましたけれど、統合なりの話し合いというのが具体的にどういう形でなされるのか。本当に一緒に三つの市町村が一緒になって、それぞれに編入合併と言えども、やはりこれから一つのまちとして、市民として気持ちよく進めていくのに、編入された側もいい形でいけたらうれしいと思いますので、具体的にどんな形でそういう話し合いがなされるのか。方向がわかっていたら、もうちょっと具体的に教えていただきたいですけれど。

会 長 では、事務局長、はい。

事 務 局 今、各種団体の調整の方法ということなのですが、先ほど私ども職員が説明いたしましたとおり、各団体さんの意向もごございますので、そうしたそれぞれの市町にあります団体さんの意向を尊重しながら調整をしていくような形になるというふうに思っています。ですので、何が何でも行政の方から強力な指導をすとか、そういう意味合いではございませんので、団体さんが活動しやすいような形で協議をしていただいて、一緒になれるものはなっていたくという方向になると思います。  
以上でございます。

会 長 鈴木委員さんのお話されている内容が、例えば法的に一つの市に一つというような決まりのある社会福祉協議会とか、シルバー人材センターとか、こういうものについては、こういうものというのはこの二つぐらいだと思うんだ。ほかにあったか。その二つですよ。その他、例えば商工会議所、商工会、これは一つの確かに法人格を持っているものであって、行政指導はしないんですね。

従って、現在も一宮は、豊川市の商工会議所は豊川市で、それで一宮は一宮商工会として運営されておるわけです。その中には、商工会報とか、商工会議所報とか、私の知っている限りにおいては、人件費等は会議所の職員の人件費は、自分たちでおやりになっているわけですね。ところが、商工会は、県の補助金が出て、県の方でほとんどやってみえるわけですね。だから、その国や県の法律がございまして、したがって、運営自体がそれは我々としては、特に指導しない。ただし、宝飯医師会と豊川医師会等の間、医師会等においても財産の問題等あって、若干おくれたけれども、今、統一されました。だから、それについては、それぞれの団体の中の協議にお任せするというのが市の新市計画の基本方針だと、こういうことなんです。

ご意見がありましたら、どうぞ。

鈴木(冷)委員 そういう話し合いをなされるのは、順番としてはどういう時期に、合併後ですか。

会 長 それは、それぞれの団体でおやりになることであって。

鈴木(冷)委員 それぞれの団体ですり合わせていくわけですか。

会 長 すり合わせというのは、今、申し上げたように、自主的な問題であつて。

鈴木(冷)委員 あ、そうですか。

会 長 そういうことですね。  
はいどうぞ。

幹 事 長 合併協の幹事長という立場でお話申し上げますと、こういう話は1市2町の間でもやはり出てきております。一番わかりやすく申し上げますと、文化協会だとか、観光協会だとかというような組織がそれぞれのところにあると思うんですね。たまたま一宮町と合併したときは、観光協会の場合は、一宮町に観光協会はなかったんですけども、豊川市は観光協会があったと。例えばそれぞれ1市2町でそれぞれ同じような団体があったとしたときに、今、会長が申し上げたように、それぞれの団体が自主的に、市町が合併するのに基づいて自主的に話し合いをして統合するというような話し合いを持たれるケースと、それから、たまたま行政が絡む。例えば観光協会なんかは、確かに民間の組織なんですけれども、どちらかと言うと、少し公共的な色が強いんですね、補助金もどちらかと言うと、たくさん差し上げているというか、もらっておるというか、一宮町なんかは、一宮にいろんなイベントがあったときに、合併してから豊川市の観光協会がその事業もやっておるんですね、一宮の事業を。今、豊川市になっておるんですから問題ないんですけども。したがって、今言ったように、例えば音羽町さんに観光協会があって、豊川に観光協会があったと。この場合は、自主的にやられるか、たまたま補助金だとか、交付金だとかというものが関与するような場合は、予算を決める時期、ですから、大体9月から10月ごろになろうかと思うんですけども、最終的には、予算内示なんていうと1月ごろになると思うんですけども、そこら辺までに行政も関与させていただきながら、みんな話話し合いをして、みんなと言うか、役員さんも入っていただいて話し合いをして、どうしていくかと。一足飛びに一緒になれるのか、少しお互いに研究する時間が要るのか、そういう個々の流れがそれぞれ出てくるということになってまいります。大体こんなふうでおわかりいただいたかと思うんです。

鈴木(冷)委員 勉強不足で済みませんが、ありがとうございます。

会 長 はい、どうぞ。

青井委員 関連したことですけれども、ここで言う公共的団体というのは、ある資料によると、地方自治法の157条で定めた公共団体と同じだというふうに解釈してよろしいですか。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 はい、そのとおりでございます。

青井委員 そうしますと、今、お隣でご質問なさいましたけれども、157条の中には、老人ホームとか、保育園も入っているわけですね。入っておると思えます。そうしますと、いろんなその他のものもありますけれども、特に我々身近でいくと、公営の老人ホーム、これは音羽にはあるかないかわかりませんが、保育園は確かにありますが、保育園なんかは、さっきお話になりました社協的な問題や人材ヘルパーのようなものは、1市に一つと、こういうことの観点から言うと、保育園なんかどうなるんですか。これ保育園を分類すると、社会福祉協議会等社会福祉の一つの類型のものだと、こういうふうになっておるわけです。特に保育園について、ちょっとわかりましたら、教えてください。

会 長 では、保育園についての件を。

事 務 局 保育園についてどうかということでありましてけれども、事務的には豊川市、それから、音羽町、御津町で、音羽町さんは全部公立保育園ですので、こうした問題には全然影響がないと、行政が直接、保育所を運営しておりますので、ないと思っておりますけれども、ただ、豊川市でいきますと、たくさん保育所を運営しております保育協会とか、そうした団体が出てきますので、そうしたものは、ここに言う公共的団体には当たってくると思うんですけれども、現実の話としましては、豊川市の保育協会が、それでは、御津町さんがやられている民間の保育所をやるかと言え、そういったことは御津町さんの方の保育所は、また、それぞれの福祉法人という形でやられておりますので、そちらの方まで影響を及ぼすことはないのではないかなというふうに考えております。

会 長 御津町は実際には、公立はどうなっているんですか。

事 務 局 御津町についても、公立保育園は3園ございまして、私立の保育園が2園あります。それぞれ法人の名称が違っております。じゃあ、御津町

の中でその法人が合併するかということは、それぞれ法人の中で話をするというので、現在でも独立した社会福祉法人で保育所を運営しております。ということで、合併してどうなるかということは、豊川市の社会福祉法人なり、あるいは御津町に二つの社会福祉法人が今後どのような経営方針を示していくかによって協議が変わってくると思います。そういうことでもありますので、独立した社会福祉法人で経営をしているというのが現状であります。

会 長 三つは公立ですね。それはもう当然、市の方で行うと。法人化されておる二つについては、自分でおやりになるか、あるいは豊川市の保育協会のような形に、どうするかについては、ご決定はその自主性を重んじると、こういうことですね。よろしいですか。

はい、どうぞ。

青井委員 そうしますと、公営というか、町立の保育園、これは今、そのままの数で新市と一緒にになると。こういうことでよろしいですか。

会 長 はい、そうです。

青井委員 はい、わかりました。

会 長 したがって、音羽町立何々保育園については、豊川市立何々保育園ということで引き継ぐと。音羽については、法人の運営はないそうでありますので、すべて町営らしいので、そういうことになります。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

事務局 今回の保育園の運営の話が出ましたけれども、ここでいう公共的な団体、ちょっと保育園の話とは違いまして、また、保育園の問題につきましては、福祉のところでも詳しくお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 それぞれ総務、企画、福祉、教育、すべて順番にやっていきますので、その時にまた、いろいろご意見があれば伺います。従って、本日の場合は、公共的団体の取扱いについてを基本的合意ということでご協議いただいております。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長            それでは、採決を行います。  
                  公共的団体の取扱いについてを原案どおり決することにご異議ありませんか。

                  （「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長            ありがとうございました。基本合意といたしまして、ただ今の協議事項(4)公共的団体の取扱いについては、原案どおり可決されました。  
                  協議項(5)に移ります。「補助金、交付金等の取扱いについて」を協議いただきます。  
                  説明をお願いします。

事 務 局        それでは、続きまして、協議事項(5)補助金、交付金等の取扱いについてでございます。  
                  会議資料5ページをご覧ください。  
                  内容といたしましては、補助金、交付金等については、以下の方針に基づき、調整するものとする。  
                  (1) 1市2町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。  
                  (2) 差異のある補助金、交付金については、統廃合を含め、他の施策への変更、段階的な削減及び適正な補助率の検討を行うものとする。というものでございます。  
                  各市町におきまして、各種団体などに対し、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金、交付金という形で財政的な支援を行っているところでございます。  
                  本日、協議事項(4)で、ご協議いただきました公共的団体の統合、整備とも関連してくるわけですけれども、現状の補助金等の制度につきましては、一つ一つ内容を点検し、同一同種のものとは統一の方向で、差異のあるものは、統廃合を含め、補助率変更や他の施策への変更など今後各個別の補助金等について検討を加えていく際の方針をここに示しているものでございます。  
                  なお、この(2)で示した方針につきましては、現在、豊川市で策定されております「健全な財政運営に向けて」という取り組みにおける補助金制度の検討の考え方に基づいたものとなっております。  
                  説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長            同一の補助金、交付金については、その方向で今までどおり行おうと。

差のあるものについては、統廃合を含めて段階的に変更をしていくと、  
こういう趣旨であります。

ご意見を伺いたいと思います。はい、どうぞ。

関森委員

(2)の方の差異のある補助金ということですが、音羽町の場合ですと、  
例えば音羽まつりのように、大きな補助金や何か使っている事業をやめ  
まして、住民参加型のまちおこし事業とか、歴史を守ろうとか、復活さ  
せようとか、地元の特色のあるものを生かそうというようなことをやっ  
ている事業があるわけです。そういったものが、やはり豊川市との差異  
のある事業になってくるんじゃないかなと思うんですけど、そういった  
ものを段階的に統廃合を含めてということになると、やはり住民たち  
が思い入れを持ってやってきたものに対して、ちょっと心配だなという  
気がしますので、その辺のことをどういう基本方針なのか、お願いした  
いと思います。

会 長

はい、どうぞ。

事 務 局

それぞれ単独である町の方の補助金が切られてしまうのではないかと  
いうふうなご質問ですけれども、今回の協議事項の案文につきましては、  
豊川市に制度がないからと言って、即廃止といった考え方ではなくて、  
今後見直しをするに当たって、複数の選択肢を示したというような形に  
なっております。

以上でございます。

関森委員

意味がよくわからないので、もうちょっと詳しく言ってください。

幹 事 長

音羽町さんの行事についても、大まかな話は我々検討委員会の方で伺  
っております。具体的なこういう事業の取扱いについてでございますけ  
れども、例として使いやすいものですから、今、音羽町さんでやってみ  
える赤坂宿を中心としたイベントのようなことを一生懸命やってみえる  
というお話だと思っておりますが、こういうものは我々の豊川市でいきます  
と、教育委員会も特に天然記念物である松並木、これ関与しておる。そ  
れから、建設部の方も松並木公園というようなことで関与しています。  
それから、活性部の方の商工課あたりも、これは商店街の活性化とまち  
の活性化、こういうことで幾つかのセクションが関与して、いろんなこ  
とをやっております。

従って、今後、音羽町さんのそのイベントもそういう全体の議論の中  
でどういうふうに位置づけていくかと、そのまま継続してやっていくこ

とが適切であるのか、例えば御油のまちでやっておるようなイベントと合体をするような、それこそ統廃合、そういうようなことをやっていく方がいいのか、これは今後、担当セクション、当然のことながら、市の方の担当の部課長、それから、町の当然課長さん方も参画していただいて、今度は実務部分で十二分に詰めて取り扱いをまず第1目標は新年度予算を盛るまでに整理をしていくということになるかと思えます。それまでに、うまく話し合いがつかない場合について、整理整頓がうまくできないということになれば、引き続いて協議を続けていくものもあるかと思えます。それぞれその都度、その都度、それぞれのセクションが中心となってやっていくと、こういうことになります。こういう事業というのは、非常に補助金、交付金、こういうものも各種団体の統廃合の問題等々含めて、一宮でやったときも100を超す案件になりました。したがって、合併協議会の場で1件、1件というわけにはいかんものですから、十二分に中身の話し合いをさせていただいて、残すものは残す。継続するものは継続する。統廃合するものは統廃合すると、こういう形になってこようかと思えます。

従って、ただ今のご質問の中で出たような内容については、当然担当しております市町の職員が十二分に承知しておることかなというふうに思っておりますので、素晴らしい大事な事業であれば、当然存続をしていくということになるかと思えます。こんなことでご理解をいただきたいなと思えます。

会 長

ほかにございますか。今の件については、私も経験上、この協議会の始まる前に申し上げたのは、豊川市民、いわゆる編入合併する方の市民としては、何も変わらないことが多いんですが、そうでないところの不安というものを考えないといけないと、こう申しました。

それはどういうことかと言いますと、特に今、副市長から話があった地域に根ざした文化的なもの、これはいわゆるまちづくりの中で生活様式に含めた形で、大体そこの地域に関しては、地域の方々がそれに基づいたコミュニティを形成しているわけです。そういう問題がたくさんあります。それを今まで役場の方から補助金が出ておったということに関することではないでしょうか。そうしますと、文化というのは、生活様式の一部の問題がこういった合併には非常に出てくるわけですね。それを尊重しないと、コミュニティはある程度積み上げてきた形成というのは崩壊するわけですね。それをこの協議会の会長として、いわゆる尊重していくべきだということを冒頭から申し上げているわけであって、もう一度その件については、ただ今のご質問のようなことが180から細かいことを言っていくと900ぐらいあるんですね。福祉に関すること、



いろいろあります。しかし、今の問題は、やっぱり大事なことで、それはその時の協議にゆだねるしか方向性としてはないと、こういう結論でございます。よろしくご理解いただきたいと思ひます。

従いまして、この件については、段階的に協議をして行くと、こういうことになろうかと思ひますが、ご意見がなければ、採決に移りたいと思ひます。

ただ今の補助金、交付金等の取扱いについて、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ただいま責任を持って会長として、市長としてこういった方向で幹事会へも伝達していきたく思ひますので、よろしくお願ひします。

(5)の協議事項は、決しました。

それでは、協議事項(6)に移ります。「消防団の取扱いについて」を協議いただきます。

それでは、説明をお願いします。

事 務 局 それでは、協議事項(6)消防団の取扱いについてでございます。会議資料6ページをご覧ください。

消防団は、合併時に豊川市消防団に統合する。

なお、分団等の組織は、当面の間は現行のとおりとし、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。というものでございます。

現在、豊川市消防団は、五つの方面隊、20の分団で一団が組織されております。音羽町、御津町につきましては、それぞれ3分団で一団が組織されております。先進事例におきましても、消防団は、合併時に統合するということがほとんどとなっており、2町の消防団を豊川市消防団に統合するというものになっております。

ただし、分団等の組織は、当面の間、現行のとおりとし、合併後に市域全体のバランスなどを考慮しつつ、そのあり方を検討するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会 長 ただ今の消防団の取扱いについてであります。内容は、合併後、組織体制のあり方について検討すると、こういうことでございます。ということは、消防団の当事者等の意見をよく聞きながら、分団等の再編については、尊重して行くと、こういうことですね。

いかがでしょうか。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、特にご意見もないようですので、採決を行います。  
協議事項(6)消防団の取扱いについてを原案どおり決することに異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、異議なしということで、本案は原案どおり可決されました。  
続きまして、協議事項(7)に移ります。  
「各種事務事業の取扱い 総務・企画関係事業について」ご審議をお  
願いします。  
事務局から説明をしてください。

事 務 局 それでは、協議事項(7)各種事務事業の取扱い 総務・企画関係事業  
の(1)広報広聴関係事業についてでございます。  
会議資料は7ページでございます。  
内容といたしましては、広報紙は毎月2回発行することとし、内容や  
配布方法については、合併時まで調整する。  
その他の広報と広聴関係については、原則として、合併時に豊川市の  
制度に統一する。というものでございます。  
豊川市におきましては、広報紙は毎月1日と15日の月2回の発行。2  
町は月1回の発行という違いがあり、さらに豊川市においては、そのほ  
かにも外国語版の広報紙、エフエム放送、広聴関係事業としては、市民  
意識調査、市長を囲む懇談会などを行っております。これら広報広聴の  
関係については、原則、合併時に豊川市の制度に統一をしていきたいと  
いうものでございます。  
(1)については、以上でございます。  
続いて、(2)に移ります。  
続きまして、(2)自治会、行政区についてでございます。  
町内会、区長会の組織については、現行のとおりとするが、平成21年  
度に豊川市の連区制度を基本として組織体制の見直しを行うものとする  
というものでございます。  
横長の参考資料の方は7ページをご覧ください。  
自治会の組織としては、豊川市が28連区、154町内会、音羽町が四つ  
の区長会、御津町が13の町内会を組織しております。これらにつきまし

では、現行のとおりとし、自治会の活動に支障のないようにしていきたいというものでございます。

ただし、新市として統一を図って必要がございますので、平成21年度に豊川市の連区制度を基本として組織体制の見直しを行っていきたいというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

会 長 平成21年度ですね。今、ご説明がありました。まず前段の方から、広報広聴関係事業であります。ご意見を伺いたいと思います。

特にありませんか。

それでは、2の方の自治体行政区のことについて、ご意見を伺いたいと思います。

ただ今町長、お二人にお聞きしますと、これで大体話し合いが町内ではまとまったと、こんなことでございますが、ほかにご意見がありましたらお願いします。

ご意見がないようですので、それでは、採決を行います。

各種事務事業の取扱いで、総務関係でございます。広報広聴関係事業、自治体行政区の関係の事業について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ともにご異議なしということでございますので、基本計画としまして、このように行うということに決しました。

協議事項(7)は決しましたので、次に移ります。

協議事項(8)でございます。各種事務事業の取扱いについては、今度は防災関係事業についてをお願いします。

説明をお願いします。

事 務 局 それでは、協議事項(8)各種事務事業の取扱い 防災関係事業についてでございます。

会議資料8ページをご覧ください。

内容といたしましては、地域防災計画及び国民保護計画については、新市において速やかに改定するものとする。

防災行政無線(移動系)の運用については、当面の間は現行のとおりとし、新市において相互利用ができる体制を検討する。

防災行政無線(同報系)の運用については、当面の間は、現行のとおりとし、新市においてそのあり方を検討する。というものでございます。

地域防災計画、国民保護計画については、新市の状況にあわせて当然ながら速やかに改定をするものでございます。

なお、第1回協議会でご指摘のありました災害時の応援協定につきましても、基本的には現状の協定を尊重しながら、この地域防災計画に盛り込むよう検討をしていくこととなります。

次に防災行政無線についてですが、移動系としては、豊川市はデジタル方式、他の2町はアナログ方式を使用しておりますので、当面は現行のとおりとしますが、新市において相互利用できる体制を検討するものです。

また、各世帯に個別設置されている同報系については、豊川市の旧一宮町地区、そして音羽町、御津町において設置されております。これらにつきましても新市において、今後検討を加えるものとしませんが、当面は現行のとおりとし、それぞれの地域におきまして引き続き活用していくといものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 　　ただ今は防災関係の説明がありました。ご意見を伺いたいと思います。当面は、現行どおり行うということでございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 　　特にご質問、ご意見もないようですので、それでは、採決を行います。各種事務事業の取扱い 防災関係事業について、原案どおりご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 　　それでは、ご異議なしと認めます。  
それでは、引き続き、今度は各種事務事業の交通関係でございます。交通関係事業についてご審議をお願いします。

事 務 局 　　それでは、説明させていただきます。  
会議資料の9ページをご覧ください。  
協議事項(9)各種事務事業の取扱い 交通関係事業についてであります。  
1市2町で実施されている公共交通機関の確保に関する事業については、新市に引き継ぐものとする。

なお、新市においては、一層の地域内交流の促進と、住民の利便性向上を目指し、利用者や地域住民のニーズも勘案しながら、総合的な公共交通施策の検討を行うものとする。というものでございます。

横長の参考資料の方は、9ページをご覧ください。

現在、生活交通の確保といたしまして、豊川市においては、豊川北部地域の公共施設の利用者と当該地域の住民の利便性確保のため、豊川北部線としてJR豊川駅と名鉄国府駅を結ぶ路線バス、また、健康福祉センターいかまい館への交通弱者のアクセス確保として、二つの系統の福祉バスを走らせております。音羽町におきましては、交通空白地帯の解消のため、2路線のコミュニティバスを走らせております。御津町におきましては、福祉保健センター等への交通弱者のアクセス確保のため、4路線の福祉乗合タクシーを走らせております。

なお、参考資料の10ページに、以上、説明させていただきましたバス路線図を示してあります。

これらの交通関係事業につきましては、住民の生活の足として大変重要な事業となっておりますので、これら新市に引き継ぐものとするということでございます。

なお、今後の高齢化の進展等を考慮いたしますと、なお一層の地域内交流の促進、住民の利便性の向上を目指す必要がございますので、新市におきまして、利用者や地域住民のニーズも勘案しながら総合的な公共交通施策の検討を行っていききたいというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

会 長                   このことについて、ご意見がありましたら、お願いします。  
はい、どうぞ。

関森委員               まず、音羽町のコミュニティバスの存続を新市に引き継いでいただくということで感謝しております。これは音羽町民にとっても非常に大きな課題であったものですから、こういう形で引き継いでいただくのは非常にありがたいと思っています。

総合的に交通機関の今後の検討をしていただけるということですが、音羽町民にとって念願のものは何かと言うと、実は国府の駅までの乗り入れとか、余分なことですが、ついでに国府の方まで、国府から旧道を通って国府の駅へ行って、ついでに御津の駅の方までつないでもらうということで、非常にいいことができる、夢の形と言うんですか、合併においてもいいものができてくるんじゃないかなと思うんですけれど、そういったものがぜひ検討していただきたいと思いますと思うんですが、いかがお考えなのか、お伺いしたいと思います。

会 長 要望ということでございますので、お答えはしかる人ばかりだと思いますので、ほかにご意見がありましたら、お願いします。  
はい、どうぞ。

鈴川委員 今回の関森委員の要望ということですが、コースの見直しとか、いろいろ検討して、住民のニーズに答えてあげられるような、そういうような検討というより、積極的にコースの変更ですか、これは新市になりましたら、どこで、幹事会ですか、幹事会で検討していくの。これはもう積極的に取り入れてあげていただきたいというのが私の要望ですか、希望です。

会 長 豊川市議長の希望ですね。

鈴川委員 はい、そうです。

会 長 個人的な希望かどうか、よく理解……。

鈴川委員 個人的で、メンバーとして。

会 長 はい、どうぞ。

幹事長 ここで、豊川市議会の話をしていただくのは、大変恐縮ですが、先だって、バス路線の福祉バスと言いますか、コミュニティバスと言いますか、市域全体のバスの問題について一般質問でもございました。豊川市でも北部線なんていって、豊川駅からスタートして千両町を通って赤塚山のぎょぎょランドを通って、それから、福祉センターを通り、国府の駅に通っておると、こういうルートが一本ございます。これは本当は赤字なんですね。当初、開設したときは、非常に公共交通機関の不便なところを経由しながら、赤塚山公園だとか、それから、ゆうあいの里、そういう所へ行けるようにと、こういう趣旨で設定をしました。

残念ながら、設定した路線が、そこに住んでおられる方は大変ご無礼ですが、非常に住んでみえる方が少ない地域を走っているわけです。従って、ここにも載っておるかと思うんですが、非常に赤字が多くて、いつも空気を運んでおるなんていうようなことをよく言われるんですが、ただ、そうは言っても最近、高齢化もどんどん進んで、市民病院問題も出てきております。

従って、この場で豊川市の答えを言っているのかどうか分かりません

けれども、今まで議会の皆さん方を含めて話をさせていただいたのは、市民病院だとか、そういうような総合的な問題もございますので、全体的に総合的にこういうことを今後検討していく必要があるのではないかと、こういう答弁をさせていただきました。

多分、御津町さんも、それから、今豊川市でなっておりますけれども、旧一宮町のいかまい館のあのバスも、確かにいろいろな問題点を抱えつつあると思いますので、今後大きな宿題と課題ということでご理解をいただきたいなど。ですから、放っておくということじゃなくて、非常に大きな意味合いで、総合的に今後研究をしていく課題であろうということでご理解を賜りたいと思います。お願いします。

会 長 今のは、豊川市議会で再三検討されてきた内容でございますが、私も市議会の議員さんたちとは、数年間、長いこと話させていただいたわけですが、民間業者で豊川でこういった規制緩和に基づいたバスというよりも、特区的な話で、10人とか、12人ぐらいの、例えばどここの部落から市役所へ行きたいとか、あるいは病院へ行きたいと、こういうような民間バスと違って、鈴鹿だとか、豊田とかあるんですけれども、豊川にはないんですね。今のところ、やってやろうという人が、業者がないんですね。しかし、将来的には、私は恐らくできるであろうと思っております。

とかく行政がやると、サービス面、いろいろございまして、今、民間の参入が各地で起こっておりますので、そういうことを含めて先ほど関森さんがおっしゃったような形のものが御津、音羽、旧一宮、さらには豊川の北部、市民病院等の建設等も行える段階においては、これは実現可能ではないかと。別に立候補宣言しているわけじゃなくて、これまで話してきた内容を申し上げているわけであって、新たな話ではございませんので、これは豊川としては、議長がさっきお話されたように、懸案事項なんですね。業者として、これを受けていただける業者があれば、それに基づいた形で行うような方向で検討できればと、こんなふうに思っております。それが今の現状の状態であります。報告であります。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、総合的な公共交通施設の検討を行うということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長            それでは、ただ今の交通関係事業については、当分の間は引き継ぐと。その後については、前向きに検討を行うと、こういうことで決しました。

山口委員        会長いいですか。

会 長            はい、どうぞ。

山口委員        先ほどの協議事項(4)番の公共的団体の取扱いの青井委員さんのご質問の中で、私、公立保育園3園と申し上げましたが、町の保育園設置してあるのは4園であります。しかし、1園については、休園状態に置いておると、こういうことでご理解をいただきたいなということでおります。

休園というのは、実は建設時に補助金等の絡みがございます、廃止をすると補助金を返還しなければならないということで、条例の中には保育園という位置づけはしてあります。ただ、休園状態にある。廃園すると、補助金を返還しなさいと、こういうことで今、休園状態にあるということで、町立の保育園は4園ありますと。こういうことで訂正させていただきますと思います。

会 長            今年度中に、決してからやっていただきたいという希望を申し上げておきます。

山口委員        3園を4園という訂正だけのこと。そこの訂正ですので。

会 長            はい、どうぞ。

青井委員        今は山口委員さんから、私も頭の中で当初から三つだなんて思っておったものでいかんけれど、四つあるわけですね。四つは、そのままというふうで、さっき何か確認させていただきましたけれども、どういうことですか。四つあるけれども、一つは休園で、三つはいいということか。

会 長            ですから、補助金の返還問題で休園状態とどうするか、存続すれば、存続だけでも、休園ということは、補助金返すわけですね。

それは、いいわ。数字の上の問題であって、それはまた、町長とよく話してやらせてください。

そういうことだね。

本日予定されました協議項については、交通関係までが協議事項であ



ります。

最後の愛知県協議にかかわる新市基本計画についてがさらにもう一個ございます。

ここで、10分間休憩をしたいと思います。

午後 2 時35分休憩

午後 2 時45分再開

会 長            それでは、最後に、第(10)の「愛知県協議にかかる新市の基本計画(案)について」が残っておりますので、このことについて説明をいただき、皆様のご意見をいただきたいと思います。

                  それでは、新市基本計画の説明をお願いします。

事 務 局            それでは、協議事項(10)愛知県協議にかかる新市基本計画(案)についてご説明させていただきます。

                  資料は、別資料となっております「新市基本計画(案)」をお願いいたします。

                  表紙をおめくりいただきますと、目次がございます。大きな項目として、1. はじめにから7. 財政計画まで7項目ございますが、このうち、1. 番目から4. 番目の項目につきましては、前回の第2回協議会でご報告させていただきましたので、その後、委員さん等からご意見を頂戴いたしまして、変更した箇所を絞ってご説明させていただきます。

                  なお、今、お手元の資料につきましては、変更した後のものとなっておりますことを念のため、申し添えさせていただきます。

                  それでは、お手数ですが、変更した箇所をまとめた資料、左方の部分に当日、配布資料となっておりますA4、縦2枚の資料を本日お配りさせていただきますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

                  新市基本計画案の2ページのところですが、2)新しいまちづくりの可能性、5行目から7行目にかけてでございますが、字句を正しいものとするため、「ベットタウン」とありましたものを「ベッドタウン」に修正いたしました。

                  次に、「市街地環境の整備が喫緊の課題」という部分、喫緊とまでは言えないのではないかとのご意見をいただきましたので、「市街地環境の維持整備が課題」と変更させていただきました。

                  次に、新市基本計画(案)の7ページの③自然資源の部分でございます。3行目から5行目にかけてでございますが、東三河ふるさと公園の後に「紅葉が美しいコアブラツツジの自生地のある宮路山」を追加しております。これは③自然資源の項目のところに、音羽町の資源が入っております。

ませんでしたので、入れてはどうかというご意見をいただきましたので、追加させていただいております。

それから、次に、新市基本計画(案)の18ページ、都市構造図の基本的な考え方、①ゾーンの部分についてでございますが、「にぎわいのゾーン」を「ものづくりゾーン」に変更しております。これは、右側のゾーンの説明も変更しておりますが、工業系の用地地域に指定されている地区に、住宅地を集積させるような都市計画はおかしいのではないかと、そういう指摘を受けまして、住宅に関する記述を削除して、「ものづくりゾーン」といたしました。

それから、次に新市基本計画(案)の19ページにあります都市構造図ですが、こちらは、デフォルメされた図ではありますけれども、正確さに欠けているとのご指摘がありましたので、道路の位置などを修正して、あわせて凡例の「にぎわいのゾーン」を「ものづくりゾーン」に変更いたしました。前回の協議会の資料から変更した部分につきましては、以上でございます。

続きまして、5. 番の新市における愛知県上の推進についてでございます。

恐縮でございますが、別資料になっております新市基本計画(案)にお戻りいただきまして、34ページをお願いいたします。

(1)としまして、愛知県の役割を、愛知県は新市の施策と連動しながら、以下に掲載する事業を実施、または検討していくことにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

また、市町村合併特例交付金により財政支援を行います、としていきます。

新市における愛知県事業でございますが、ここに掲載される事業は、県事業ということになりますので、県から掲載してもいいですよと了解の得られた事業しか掲載できないこととなっております。

掲載に当たりましては、1市2町から県に対して要望している道路事業などを新市基本計画掲載希望事業といたしまして、県に対して意見照会をいたしました。この意見照会に対して、県から掲載してもいいですよとご回答のありました事業をまとめたものが34ページ、35ページの表でございます。具体的には、表の事業概要というところに、県からご回答のありました個別の事業名を掲載しております。

事業概要の左側の分野別及び主要事業名は、新市基本計画の分野別、主要施策の分野、事業名となっております。

続きまして、36ページ、公共施設の統合整備についてでございます。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮するとともに、住民の意向を十分反映し、効率的な整備を図り

ます。

整備に当たっては、現有の公共施設の有効活用に努め、新市の一体性の確保、地域特性や地域間の均衡、財政事情等考慮することを基本とします。としておりまして、公共施設の統合整備についての基本的な考え方、方針を記載しております。

続きまして、7. 財政計画について説明をさせていただきます。

資料は37ページをお願いいたします。

財政計画につきましては、過去の財政状況や、現在の財政制度を踏まえまして、将来の歳入歳出について推計をしたものでございます。

策定に当たりましては、原則といたしまして、過去の実績を踏まえて費目ごとに見積もった歳入歳出額を基礎としておりまして、合併に対する財政支援措置や、歳出の削減など合併に伴う効果を見込んでおります。

なお、財政計画につきましては、普通会計ベースで推計をいたしておりまして、いわゆる企業会計、特別会計で処理しております料金収入等で賄われている経費については、含まれておりません。

費目ごとの財政計画における留意点を簡単に説明させていただきます。

歳入、1の地方税につきましては、過去の実績や今後の経済見通しを踏まえ、現行制度を基本に推計しております。合併協議会において、確認された調整方針に基づく影響、これは今回、ご協議いただきました都市計画税の影響についても範囲しております。

3の地方交付税についてでございます。地方交付税につきましては、合併の支援措置でございます普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定がえや、合併補正と言った支援措置を見込んで推計しています。

4の国庫支出金、県支出金についてでございます。過去の実績を基本として算定し、合併にかかる支援措置を見込んで推計しております。

(5)の地方債につきましては、過去の実績を基本として、新市基本計画に登載される事業に充てられる地方債を見込んで推計をしております。

続きまして、38ページ、歳出のうち人件費についてでございます。人件費につきましては、類似団体の職員数を参考にしながら、合併後の退職者の補充を抑制することにより、経費の削減が見込まれるといたしております。また、特別職、議会議員及び行政委員会委員に係る人件費は、調整方針に基づく影響額を見込んで推計をしております。

それから、2の扶助費についてでございます。扶助費につきましては、過去の実績を基本としまして、緩やかに増加していくものと過程して推計をしております。

3の公債費につきましては、既に発行済みの地方債である平成18年度までの地方債に係る元利償還金及び平成19年度以降に発行する予定の地方債に係る元利償還金を見込んで推計をしております。

4の物件費につきましては、過去の実績を基本として、合併前の豊川市の物件費を参考しながら、県費の削減を見込んで推計をしております。

それから、普通建設事業費につきましては、新市の基本計画に登載される事業を踏まえて推計をしております。

推計結果につきましては、歳入が39ページ、歳出が40ページの表となっております。

合併の翌年度でございます平成20年度から10年間、平成29年度までを歳入歳出とも見積もったものでございます。

39ページ、40ページは、結果としてこのような表になっているということでございますが、補足といたしまして、左方の部分に当日配付資料、財政計画参考資料となっておりますA3横1枚の資料を本日お配りさせていただきましたので、こちらの方をごらんいただきたいと思います。

資料の左側は、合併しない場合の推計でございます。仮に合併しない場合の財政状況を推計したものでございますが、職員数の削減などの歳出削減の取り組みを行った場合でも、これまでのような住民サービスの水準を維持していくことが難しくなるということでございます。

1市2町それぞれの形式収支を示した棒グラフをご覧いただきたいと思います。単位は100万円でございます。棒グラフの左側、こちらは単年度の形式収支、単純に歳入から歳出を差し引いたものでございます。

棒グラフの右側は、各年度の形式収支の赤字、黒字を単純に積み上げた累積収支でございます。

豊川市の場合、計画の最終年度の平成29年度には、約1億円の累積黒字が見込まれております。

同じように見ていきますと、音羽町の場合は、平成29年度には、約13億円の赤字が見込まれ、御津町の場合は、平成29年度に約27億円の赤字が見込まれております。このように、合併しない場合には、特に音羽町と御津町で収支の悪化が見込まれますが、その主な要因としましては、財源不足を補う地方債、臨時財政対策債の発行を平成22年度以降、見込んでいないことなどによるものとなっております。

もちろん実際の財政上といたしましては、赤字が出ないよう行う必要がございますので、人件費削減など歳出削減の取り組みを行っていく必要がございますが、今後も扶助費など歳出増が見込まれる経費もありますので、合併しない場合には、収支のバランスを維持することが難しくなるということになります。

次に、右側の合併する場合の推計をご覧ください。

合併しない場合と同様の普通建設事業を実施するものと過程して推計いたしますと、人件費、物件費などの削減、国、県の財政支援などの合併効果によりまして、収支のバランスを保つことができます。このよう

に、合併することによりまして、これまでのサービスの水準を維持するとともに、新市の抱える課題やまちづくりに取り組んでいくことが可能になるというものでございます。

右側の下の方に、財政面から見た主な合併効果を記載してございます。

人件費の削減につきましては、特別職や議員、委員報酬、一般職の職員の人件費の削減が見込まれるということで、31億円程度を見込んでおります。

物件費の削減につきましては、電算システムの維持費、いろいろなものの印刷製本費や委託料などの削減で、14億円程度が見込まれるというものでございます。

補助費等の削減につきましては、公共的団体の統合整備や補助金等の整備などによる削減で7億円程度が見込まれるというものでございます。

それから、国から普通交付税といたしまして1億円程度、補助金等といたしまして、これは県からでございますが、4億5,000万円が交付される見込みとなっております。

財政計画については、以上でございます。大変急いだ説明で恐縮でございますが、以上で愛知県協議にかかる新市基本計画（案）の説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

会 長           ここでご協議いただいて、これが認められれば、8月、県の方に。

事 務 局       本日、協議決定いただけましたら、速やかに県の方に協議をかけていきまして、8月6日の第5回協議会で協議会(案)としてご審議を再びお願いする予定となっております。

会 長           そうですね。8月6日に、最終的にこのことについて協議の結果をご決定いただくと、こういう日程となっております。  
それでは、このことについてご意見がありましたら、ご提言ください。どこの点についてからでも結構でございます。どうぞ発言をください。鈴木さん、どうぞ。

鈴木(冷)委員   何かここでお聞きする段階なのか、ちょっとよくわからないんですけども、公共施設の整備という点で、具体的にちょっとずっと気になっていることで図書館とか、文化会館とか、そういう施設がどういう形で残っていくかとか、それが町民にはとてもわかりにくい形であるので、建物そのものもそうですけれども、今までしていましたが、さっき関森さんおっしゃったような町のいろいろの祭りごととか、そういうこと

とちょっと種類は違いますが、文化的な思い入れが町によって違いますので、そういうものを急激になくなったりしないようお願いしたいなと切に願います。よろしく願います。

会 長        この項目で言うと36ページでございますね。公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮するとともに、住民の意向を十分反映し、効率的な統合整備を図ります。現在のものについては、有効活用に努め、新市の一体性の確保、地域特例や地域間の均衡、財政事情等を考慮することが基本とします。こういうことでございますが、この具体論については、幹事会で話をしていくようになっておりますが、そのことについて何かありますか。

幹 事 長        幹事会でというお話なんですけれども、幹事会の方でいろいろな指示はさせていただいております。それぞれの事務サイドの事業として取り扱いをすると。先ほど申し上げたように、豊川市で言いますと、部課長あたりが中心となります。それから、町の方でいきますと、それぞれの課長さん方にも参画をさせていただいて、それぞれどういうふうに取り扱っていくかを財政面、予算面、こういうことも踏まえながらこれから詰めていく。現在、詰めておる最中だと思います。ただ、一つ言えるのは、あるものがなくなると、そういうことは余りないんじゃないかなと。

ですから、図書館がどうかというお話もあったんですが、図書館がなくなることはありません。今までのように、本を借りていただいて、本を見ていただいて、コピーが要るならコピーを取っていただけると、こういうようなことは変わらない形での議論がされております。決定ということではないですけれども、そういう議論がされております。

それぞれ、それぞれの所管が今のような話をさせていただいております。

御津町にありますハートフルホール、これが幹事会にもちょっと上がってきまして、音羽町さんにもあるわけですね。同じような300席を越す会館が。豊川市には文化会館という会館がありまして、大ホール、中ホール、各会議室、いろいろあるわけなんですけれども、こんな話が例に出たんですね。例えば御津町さんでも幾つかの行事がなされておると。その中で一生懸命やられて、あそこの会館は400席ぐらいあるらしいんですけれども、私は細かいことは忘れましたがけれども、バイオリンの演奏の一つのイベントがあったとすると、それが非常に好評で400席ほとんど満員、満館だと。それを引き続いていたきたいという、そういうお話を聞きました。これはいいじゃないですかと。ただし、ハートフルホールでやる方がいいのか悪いのかというのは、これは豊川市でいく

と文化振興課がそういうものを扱っているんですが、それぞれ御津町さんの担当の方、音羽町さんの担当の方、うちの担当の方と今後十分幾つかの施設、うちの方の文化会館あたりも含めて詰めていただいて、今度は16万市民として、先ほど申し上げたイベント、演奏ですか、これを企画していくと。豊川市広報にも出していくと。先ほども広報の話もできましたけれども、そのときにと、たまたま今まで1万3,000人町民の皆さん方を中心に踏襲をされてきたと。これは今度は16万になってくる。すばらしいイベントであれば、演奏ですか、演奏であれば、場合によっては、1,000人だとか、1,500人という、そういうオーダーの申し込みがあるかもしれない。そうなってくると、逆に豊川市の方の文化会館の大ホールでやった方がいいかもしれませんね。

したがって、そういうことについては、幾つかの音羽町の会館、ハートフルホール、それから、豊川市の文化会館、一宮にもいろいろありますけれども、総合的にどういうふうに使っていくかと。したがって、あるものは当然使います。使わなくなるなんて言ったら、全くありません。使いますけれども、どういう行事だとか、どういう演奏だとか、どういうイベントをどこでやるのが一番いいかというのは、これはぜひとも担当の方にお任せをいただきたい。我々がここで議論してもなかなか答えは出ませんので。そのときに、予算要求をしながら、このイベントは、行事は、例えばハートフルホールでやる、これは豊川市の文化会館の中ホールでやるだとか、そういう取り扱いになってこようかなと、そんなふうを考えております。

よろしいでしょうか。

鈴木(冷)委員 ありがとうございます。今のお答えすごくうれしくお聞かせいただきました。そういう私個人としましても、御津町のホールでということは全然こだわっておりませんので、そういう催しを千何百と言っても大した数ではないと思うんですけれど、そういうこともお金がない中でもやはりそういう豊かさも継続していただけたらうれしいなと思っていたので、本当にたくさん集まるようなものは、合併した良さでホール、1,000人以上集まる場所でやれるしという、場所によって、催しによって、そういうふうな場所を選ぶという形でやっていただけたら、とてもうれしいので、ありがとうございます。

幹事長 物差しがいろいろ違いますので、そういうふうになるといいと思います。ただ、お互いに担当が寄って話し合いをして、それで決めていきますので、それぞれの思いは、それぞれのセクションで十分議論をしてもらって、それでそれが継続するものはする。統廃合するものはすると、

こういう整理がなされると非常にいいんじゃないかというふうに思っています。

会 長

大体私の考えも一緒ですから。これね、豊田とか、あれはご存じのように、足助だ、稲武だ、藤岡、下山ですか、たくさん合併したんですね。田原もそうですけれど、合併したところは、公共施設がたくさんできちゃって、あるものですから、非常に苦慮しておるのが、どうやってその有効な場所をみんなが使ってくれるかというところが、みんな市長会等で話しておりますと、いい手ないかということなんですね。余りにも岐阜県だとか、遠くの東北等においては、財政再建が優先して、維持管理費が北海道等そうですけれど、できるだけ少なくすると、維持管理費の問題が中心になっておりますけれど、東海地区においては、やはりほとんどの市が余ったところを地元の人が元気を出して、どんどん子供からご老人まで元気を出して使っていただきたいという方向で今やっているのがこの地域でございまして、本市においても体力的には、これで行財政運営を確かに自立ということを考えれば大変でしょうけれども、しかし、それはやはり地元の人たちが元気を出して使っていくような方向性というものは、もっともっと考えていただく方向で合併を進めないと、今、田原等においては、渥美町の施設が田原市と20分から25分の距離にあるわけですね。非常に困っておるんですよ。がらがらで何も行われていので困っておると。これは鈴木市長さんと一緒になって話したことですけれどね。やはりどこの市町もそういう状況にございます。

したがって、田原と合併した渥美町については、渥美町の方々がどんどんいろんなことを行動的にそういったものを利用していただくようなことが必要なんです。

だから、つぶすかつぶさないかというのは、何もやらなければ、維持管理だけを払っておるとというのが実情ですね。それでは、私どもの一宮町の例で申し上げれば、文化会館というのか、今、生涯学習会館、いろんなことをお使いになっているわけですよ。ですから、教育委員会の管轄下にある生涯学習会館、大いにお使いいただければ、いいわけであって、今、副市長のいうのはそういうことだと思います。同じことでもあります。ご心配の向きがたくさんあるかと思いますが、はい、どうぞ。

関森委員

今ちょっと鈴木委員がちょっと誤解があるようですので、一言申し上げます。

私たちは急激な変化を望んでいるとか、望んでいないとかの話でお話をしているわけではないんですね。今、そういうような発言がありました



たけれども。これは合併である限りは急激に変化とか、いろいろなことを起こってくるのは、私は当然だと思っています。

きょう、私が発言させていただいたのは、まちづくりとか、まちおこしなんかについて、やっているものに対して、豊川市もぜひお力を課してほしいという意味で、さっきも申し上げましたし、それから、コミュニティバスや何かについても、やはり同じ市になるわけですから、だから、今までは行政域があって、その行政から抜けられなかった、バスが。だけど同じ市になるんだから、そういったものをぜひ一緒に、合併してこういうふうなことができたよという、市長一番最初に言われた夢があるような、そういうようなことで私はその音羽町としてはこういうことを提案したいとか、こういうものを前向きに協力願いたいという意味で発言させていただいているのであって、ちょっとその点は誤解されると、この協議会の私、意味がずれていくような気がするんですね。やはり僕たちは、新しい豊川市をつくっていくんだという、そういう気持ちの基本線だけはやはりきちっと持っていきたいという意味で発言させていただいていますので、ちょっと誤解のないように、余分なことになりましたけれども。

会 長           はい、どうぞ。

寺部委員       今、ご質問がありました部分、お二方とも同じことだと思うんですけども、我々の行事を小さくしようだとか、なくそうだとか、そういうことを申し上げておるのではなくて、担当サイドで少し厳しいじゃないかとか、いろんな意見が伝わっていつておるやに聞こえますけれども、豊川市もご多分に漏れず、今まで行政改革というのを一生懸命やってきたわけですね、なかなか財源厳しい中で。その中でいかにうまく一緒になれるものは一緒にし、それから、むだな経費を削減するかと、そういう議論の中で整理整とんをさせていただいておると。大前提はそういうことですので、それだけご理解いただきたいと思います。やめようとか、つぶそうとか、そういう発想ではありません。

ただ、どこまで行っても行政改革という大きな課題の中で、どうしてもいろいろ1市2町を比べてみると、いろいろ違うんですね。本当にいろいろ違う。それをどうやってやはりお互いに少しずつ我慢をさせていただきながら、うまく一緒になれるかなと、これが本当の課題だというふうに承知をしていますので、したがって、整理整とんもさせていただく部分が当然出てこようかと。

先ほど関森委員さん言われたように、やはりまちおこしで非常にいいまちおこしの問題が提起されておれば、それを育てていくというのも新

市の一つの向かっていく方向ではなかろうかなど、それは我々も思っているところでもありますので、まさに一緒にやらせていただくと非常にいいことが、行政改革というのがぶらぶらぶらぶらしていますけれども、そういうことで進めれたらいいなというふうに思っています。

二村委員 単純な質問ですが、きょう、配付いただいたA3資料で、合併する場合の推計というのと、それから、合併しない場合の推計で、豊川市の場合、しない場合が1億円で、それと10年間で大体28億円ですか、単純計算だとは思いますが、最も効率的な人件費とか、そういった維持管理費で、できる人口になるということが原因で、これが積算されているのか、ほかに何か理由があるのか、教えていただきたいと思います。

会 長 財政計画の参考図に載っておる数字についての基本的な見方、お願いします。

事務局 事務局からお答えいたします。  
ただいまご質問にあった人口につきましては、財政推計の中では、特に加味はしておりません。合併しない場合の豊川市、音羽町、御津町、こちらを単純に合算いたしまして、それから、合併の効果を加えた結果というものが右側の合併する場合の推計ということになってございます。

会 長 どうぞ。

中村委員 基本計画の方でもよろしいでしょうか。  
28ページに教育、文化という部分なんですけど、御津町は、英語教育特区ということで、特別に申請されているわけですが、今後その辺はどうなっていくんでしょうか、伺いたいと思います。

会 長 はい、事務局。

事務局 今、分科会の方で検討しておるというふうに聞いておりますが、結論的な話はまだ私どもの方には伝わってきておりませんので、よろしくお願いたします。

会 長 教育委員会サイドでまたお互い話し合いしております。  
何かご意見があったら、どの分野からでも結構です。どうぞ、ご発言をお願いします。  
よろしいですか。

この件については、最終的には8月6日ということになっております。よくお読みいただいて、例えば今の財政推計等の問題、実は私にも意見がありまして、また、事務局によく聞きますので、皆さん方もそれぞれの分野においてご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この件については、大まかな基本的な問題については、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長       それでは、ご異議なしと認めて、基本的にはこういった路線で行きたい。県の方に協議事項として上げたいと、こういうことでございます。それでは、第(10)の新市基本計画については、原案については決することにいたします。それでは、「その他」に移ります。その他の項目に連絡等ありましたら、お願いします。

事 務 局       次回、第4回の協議会の開催につきましては、7月18日、水曜日午後1時30分から、場所は本日と同じ豊川市役所協議会室で開催をさせていただきます。ご予約の方をよろしくお願ひいたします。回りの議題としましては、条例規則等の取扱いについてを始め、全部で7項目の協議をお願ひしたいと予定をしておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

会 長       2時間近い時間でご協議いただきました。ご協力いただいたことを感謝申し上げたいと思います。なお、再三申し上げますが、いろいろの各種問題については、それぞれのところで幹事会を行っております。先ほど申しました教育委員会は教育委員会、福祉は福祉、いろんなどころでお話し合いをしておりますので、各2町の方々も含めて、それぞれの役場の方とか、あるいは合併協議会にご意見賜れば、話がスムーズにいくのではないかとお願ひいたします。それでは、本日はありがとうございました。以上で終わります。

午後3時25分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年7月18日

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

会 長

署名委員

署名委員